



亀山市 介護職員初任者 研修費等助成金



介護に従事する人材の確保や介護職員の資質向上のため、
介護職員初任者研修などに係る費用の一部を助成します。

→ **対象研修** ▶▶▶▶ ・介護職員初任者研修 ・生活援助従事者研修

→ **助成額** ▶▶▶▶ 研修受講費(テキスト代含む)の2分の1 (上限4万円)
※分割払い手数料、補講料金および追試受験料は
助成対象経費に含まれません。

→ **申請期限** ▶▶▶▶ 研修終了日から1年以内

対象者

次の全ての要件を満たしている方

- 令和7年4月1日以降に開講した研修の終了日から6ヶ月以内に市内の介護事業所に就労し、3ヶ月以上（休職期間を除く）勤務している方
※研修終了時点で市内の介護事業所にすでに勤務している場合は、研修終了日から3ヶ月以上（休職期間を除く）勤務している必要があります。
- 本助成を一度も受けたことがない方
- 研修受講費に対する他の助成を受けていない方

提出物

- 亀山市介護職員初任者研修費等助成金交付申請書（第1号様式）
- 対象研修を修了したことを証する書類の写し（研修終了証明書のコピー）
- 受講料及び教材費の支払いを証する書類の写し（領収書のコピー）
- 就労証明書（第2号様式）

研修終了

研修終了後
6ヶ月以内

就労

3ヶ月以上の
継続勤務

3ヶ月経過

研修終了後
1年以内に申請

問合せ先：健康推進課 地域包括連携グループ

TEL:0595-84-3312